

第 364 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 7 年 1 月 20 日 (月) 9 時 45 分～11 時 55 分
2. 場 所 滋賀県庁北新館 多目的室 2
3. 出 席 委 員 須藤 明子 林 英志 亀甲 武志 田辺 祥子
池田 則之 佐野 昇 池田 廣美 武友 博次
三浦 公孝 中野 博仁
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 磯田書記 橋本書記
5. 説 明 員 水産課 西森課長 豊田主席参事 上野参事
三枝参事 佐野主幹 (兼務) 磯田副主幹 (兼務)
水産試験場 酒井場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 亀甲武志 印

署名委員 中野博仁 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 9時45分

牧野事務局長

ただいまより第364回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催します。本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼水産課漁政係長の牧野でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日は10時30分から10時45分まで、知事室にて辞令交付式を行います。10時20分に知事室にご移動いただきますのでご了承ください。

本日御出席の委員は、10名でございますので、漁業法第173条において準用する同法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを報告いたします。

本日の委員会は、第22期滋賀県内水面漁場管理委員会の最初の開催となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。紹介の順番につきましては、学識委員、漁業者代表、遊漁者代表の順で、かつ、委員経験年数順、経験年数が同じ場合は五十音順とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

須藤委員

林委員

亀甲委員

田辺委員

池田則之委員

佐野委員

池田廣美委員

武友委員

三浦委員

中野委員

以上、10名の委員の方々をご紹介させていただきました。

続きまして農政水産部水産課の西森課長から御挨拶を頂戴いたします。

西森水産課長

水産課長の西森でございます。

本来でございましたら農政水産部長の中田よりご挨拶申し上げるところでございますが、所用がございましてこの後辞令交付式にはまいりますが、私からの挨拶になりますこととお詫び申し上げます。

さて、第 22 期の滋賀県内水面漁場管理委員会の最初の委員会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。まず、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、この委員の就任を快くお引き受けくださいますとこの場をお借りして御礼を申し上げます次第です。

皆様方には水産資源の保護のための委員会指示でありますとか、漁業権漁場の増殖目標量の設定、あるいは遊漁規則の認可など、本県の内水面漁業を発展させていくために、ご議論を重ねていただきたいと存じております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて本県の内水面漁業につきましては、遊漁者の人口の減少によります遊漁料収入の減少あるいは河川環境の悪化、組合員の減少などによって、これまでも大変厳しい状況でありましたが、近年ますます厳しい状況が増しているのではないかと認識をしております。組合経営も苦しいという状況であろうかと存じております。

こうした苦しい状況の中ではございますが各漁協では、遊漁者の拡大あるいは河川の生産力を最大に生かすために、釣り教室であるとかカワウの追いやりや糸張り、河川の清掃等、多岐にわたり、ご尽力をいただいているところでございます。

また、河川漁業協同組合連合会さんでは、遊漁者の増加を目的に初心者対象とした釣り教室でありますとか川の魅力体験教室といった事業に取り組みまして、遊漁者の方に向けて様々なご協力をいただいております、この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

さて河川におきましてはやはりカワウにより、アユなど放流した魚が捕食されるということは非常に大きな問題と認識しております。このカワウの駆除を本県も取り組んできまして平成 16 年には、4 万羽ほどいたものがここにおられます須藤委員のご尽力をいただきまして銃器駆除等によって、令和 2 年には 7000 羽ほどには減少したんですが、しかしながら、かつては生息場が竹生島と近江八幡市の伊崎半島というところに集中していたものが、近年、内陸部に分散化しております、安曇川でありますとか、野洲川あるいは知内川等に新たにコロニーができています。特に安曇川のように、住宅地が近くて銃器駆除が困難な場所で、一定の数が増えてきているという状況でございます。これに関しましては昨年度から、自然環境保全課を中心としまして、地元の漁協さんにも協力を頂いて安曇川での銃器駆除のモデル事業を国の支援を得て実施しております、銃器を使用した捕獲の安全管理マニュアルを作成しているところ、愛知川とか野洲川とかいろんなところで実施していけれ

ば、カワウについて減少傾向に持っていけないのではないかと考えているところでございます。

さて本日は、第1回目ということで、ホンモロコの産卵保護に係る漁業調整規則の改正でありますとか、漁業者と遊漁者との調整を図るための遊漁規則の改正についてご審議いただきますけれども、内水面漁業の更なる振興が図られますよう、どうかご審議のほどよろしく願いをいたします。結びに、委員の皆様のご健勝を祈念申し上げまして、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

牧野事務局長

ありがとうございました。

続きまして、水産課の職員を紹介させていただきます。

農政水産部水産課 西森 課長

豊田 主席参事

上野参事

三枝参事

水産試験場 酒井 場長

最後に、事務局の職員を紹介させていただきます。

佐野主任書記

礒田書記

橋本書記

事務局長の牧野でございます。どうぞよろしく願いします。

委員会の議事に入ります前に、委員の皆様のご議席を定めたいと存じます。議席につきましては、滋賀県内水面漁場管理委員会会議規則第6条第2項の規定で、抽選により定めることとなっております。

ただいまから、事務局職員がくじをお持ちしますので、先ほどご紹介した順番に引いていただきますようお願いいたします。

(抽選箱を事務局が持ち回り)

牧野事務局長

皆様お引きになられましたので、須藤委員から順に議席番号をお知らせ願います。

須藤委員

5番です。

林委員

9番です。

亀甲委員	1 番です。
田辺委員	10 番です。
池田則之委員	8 番です。
佐野委員	4 番です。
池田廣美委員	6 番です。
武友委員	3 番です。
三浦委員	7 番です。
中野委員	2 番です。

牧野事務局長 ありがとうございます。次回の委員会からは、現在、須藤委員がご着席されているところから議席番号順に着席いただきますようお願いいたします。

次に、漁業法第173条において準用する同法第137条第2項の規定で、当委員会に会長を、また、漁業法施行令第13条第2項の規定で、同会長職務代理者を置くことになっております。会長および会長職務代理者はそれぞれ、委員が互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

池田則之委員 会長は林さんに、会長代理は佐野さんをお願いしたらいかがでしょうか。

牧野事務局長 今、池田則之委員から、林委員に会長を、佐野委員に会長職務代理をお願いしてはどうか、というご提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(一同異議なし)

それでは、林委員に第22期滋賀県内水面漁場管理委員会の会長を、佐野委員に会長職務代理をお願いしたいと存じます。林委員、おそれいりますが、会長席にご移動願います。

それでは、本会の進行につきまして、会長よろしく願います。

林会長 委員の皆様より会長のご指名をいただきました林でございます。よろしく願います。

漁場環境につきましては相変わらず厳しい状況が続いています。また、カワウの問題とか、外来魚の問題とか、それもまた増殖量の

指導、アユがかなり高騰してるというようなこと内水面漁業を取り巻く環境は大変厳しくなってこのような問題が山積みという中、当委員会の役割は今後ますます重要になってくると思います。水産課や水産試験場の協力のもと、滋賀県における内水面漁業について今後多岐にわたり議論していきたいと思います。委員の皆様、何卒よろしくお願ひいたします。

それではただいまから第364回滋賀県内水面漁場管理委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は議席番号順に、1番の亀甲委員、2番の中野委員にお願いします。

今回は22期の最初の開催ということですので、諮問事項が2件、報告事項1件その他ということになっておりますが、その前に委員会の概要について事務局から説明願ひます。

委員会の概要について
事務局 佐野主任書記

林会長 ただ今の説明に対し、何か御質問がありましたら、御発言を願ひます。

質問がないようですので、議事に入ります。

それでは、1つ目の諮問事項に入ります。滋賀県漁業調整規則の改正について、水産課から説明をお願いします。

(1) 諮問事項

ア 滋賀県漁業調整規則の改正について
水産課 佐野主幹

10:20 辞令交付式のため中断

10:45 再開

林会長 先ほどの説明に対し、何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言を願ひます。

池田則之委員 監視の仕方とかもある程度変えるのですか。

佐野主幹 監視につきましては、のぼりをこの区間に立てておりました、その効果もあって委員会指示を出して以降は特に違反は確認されていません。

今後ものぼりを立てることを継続して、必要に応じて巡回、監視はいたします。基本的には、のぼりによる啓発を継続するというところで、これまでと変わらないと考えています。

須藤委員 規則になったら委員会指示はもう出さないという理解でいいのですか。

佐野主幹 1点委員会指示を出す可能性がありまして、今回委員会指示から調整規則にすることによって、採捕禁止の対象がこれまでの「全ての水産動物」から、「ホンモロコ」のみになります。

例えば本当はホンモロコを獲っているにもかかわらず、監視の目をくぐり抜けるために、「自分はコイやフナを取ってるんだ」という人物が現れてこないとも限りません。

我々が現時点では想定をしていない不測の事態が起こった場合には、ホンモロコ以外の水産動物の採捕を禁止するという委員会指示を出す可能性はあります。水産庁からこのようなアドバイスをもらっています。

須藤委員 調整規則でホンモロコのみというふうになっていても指示の方でさらに追加は可能であるということですか。

佐野主幹 おっしゃる通りです。水産庁からは、ホンモロコを獲ったらいけないのに、他の魚の採捕禁止まで規定してしまうということは、調整規則においては行き過ぎだと指摘がありました。ただ、委員会指示においては受忍される範囲と水産庁からは言われています。

三浦委員 この区域でもコアユが釣れます。コアユを釣るついでにモロコを釣る可能性はあると思います。今回の規制でそれをどう取締するのですか。

佐野主幹 アユだけを釣られるのであれば、法律上の問題はありますが、アユを狙っているけれどもホンモロコも混獲してしまうようなケースであれば、そこでは釣りしていただくということではできません。アユもモロコもどっちも持って帰りたいというような人物が現

れた場合、先ほどの話にもありました通り、ホンモロコ以外の水産動物の採捕禁止については委員会指示で別に定めるという対応をとるという可能性があります。

林会長 スケジュール的に規則改正が間に合わなかった場合は、どうなるのですか。

佐野主幹 4月1日から5月31日までの採捕禁止に間に合うように調整規則の改正を進めておりますが、水産庁の認可も必要ですので間に合わない可能性もあります。

3月の下旬頃に、もう間に合わないだろうという判断をした場合には内水面委員会を開催しまして、その場において、もう1年だけ委員会指示で採捕禁止の措置を取ることになります。その場合は令和8年からは調整規則での対応になります。

林会長 それでは、ただいま説明のありました滋賀県漁業調整規則の改正については、異議なしとして答申することといたします。

なお、今後の水産庁および検察庁との協議において、規制内容に影響を及ぼさない軽微な変更が生じた場合の対応、および答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

(1) 諮問事項

イ 遊漁規則の変更認可について

水産課 磯田副主幹

林会長 ただ今の説明に対しましてご意見ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

佐野委員 今まで勢多川さんは釣り堀みたいな感覚でやっていたと思いますが、遊漁券をオンラインでやっていこうということは、遊漁者が、釣り堀みたいな区域以外に入る場合、ほぼ釣れない状態だと思うが、どういう説明を受けていますか。

磯田副主幹 実際に釣り堀的な利用があり、水産庁のガイドラインでも好ましくないという指導があります。これについて、勢多川漁協と話し合ってきましたが、漁場全体で釣り出来るようにすることを目指して、今回の遊漁規則の変更については、その一環として実施

するものです。

佐野委員 漁場全体への放流はこれまでしてこなかったのだから、川全体にある程度の魚がいけないことには釣れないので、組合運営に悪影響が出ると思います。そのところを指導したほうがいいかなと思います。

佐野主幹 釣り堀的利用は基本的に好ましくないということもあり、我々も指導しております、勢多川漁協も漁場の全ての区間をしっかりと活用していこうと考えておられます。その中で濃密に放流してない場所については水温が高いなど、ちょっと環境的に厳しい面もありまして、なかなか数をたくさん放流するのが難しいかもしれないということに危惧されており、そういったこともあって今まで通りの3,000円だと、少し値段が高いのかなというふうに考えておられまして、今回の値下げに繋がったというところであります。

池田則之委員 義務放流量については、釣り堀的利用であっても守ってもらわないといけないのですが、どれくらい放流していますか。

磯田副主幹 内共第2号では、ニジマス 4,000尾、アマゴ 6,500尾、イワナ 1,600尾です。

池田則之委員 それは釣り堀以外でその尾数ということですか。

磯田副主幹 漁場全体でこの尾数ということになります。

佐野委員 そのところをちゃんと勢多川漁協に説明してもらわないといけません。やり方次第では本当にだめになる。連合会としては、どこの河川も溪流漁をやっているところは稚魚放流をしている。勢多川は今までは全て成魚放流をしていたが、これからちゃんとできるのでしょうか。また、河畔の木が伸びているので竿も出しにくいだろう。そのあたりもちゃんと指導してください。

林会長 当然そういう釣り堀的利用っていうのはあんまりよろしくないということで水産庁の見解もあるわけで、組合指導とか、漁場の利用の仕方については水産課がチェックしたりしていますので、それは行政にはおまかせした方がよろしいかと思います。行政の指導の

範囲でやっていただきたいと思います。

他なければ、勢多川漁業協同組合の遊漁規則の改正については、異議なしとして答申することといたします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

それでは、報告事項に入ります。アユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願いします。

(2) 報告事項

ア アユ資源の状況について

水産試験場 酒井場長

林会長 ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

池田則之委員 長年調査をしているが、過去とは環境が変わっていると思います。産卵場所が上流に変わったりしているかもしれませんが、調査の見直しとかは考えていますか。

酒井場長 非常に悩ましいところがございまして、こういったモニタリング調査というのは調査方法を統一することで、過去の年との比較が可能となり、相対的に今シーズンの状況が良いのか悪いのか評価ができますので、大きく調査方法を変えることは難しいんです。ただそういった中でも環境の変化によって、産卵する場所が変わったとか、そういったことも起こり得ますので、適切な調査方法になるように随時見直しを考えていきます。

池田則之委員 私のところは溪流がメインですけれども、イワナとか産卵が遅れてきて今までなかった状況になっています。おそらく琵琶湖でもアユがそういうことになる可能性が大きいと思います。今までの調査は継続して、また別の調査も考えてみてはどうでしょうか。

池田廣美委員 アユの餌となる3種類のプランクトンを挙げているが、河川にもこのようなものはいるのですか。うちの川はアユの成長が悪いのでこういった餌が原因と考えられるのでしょうか。

酒井場長 アユの餌につきましては、琵琶湖の中にいる間はこの動物プラン

クトン、いわゆるミジンコの類を食べます。ただ琵琶湖から川に遡上しますと石の表面に変えているいわゆるコケと呼ばれている藍藻とか珪藻、そういった植物質のものを食べるようになります。琵琶湖の中にいる間の成長の善し悪しは、動物プランクトンの量の影響を受けますが、川に遡上してからのアユの成長の善し悪しは、コケがしっかり生えているかどうか、あるいは川に遡上したアユの密度が高いか低いかによるところが大きくなります。

佐野委員

人工河川の52億尾はどこへ行ったのですか。

酒井場長

我々も一番気がかりなところですよ。人工河川の運用につきましては最も需要の高い12月から始まるエリ漁でしっかり取れるように、9月中にたくさんのアユを流下させるということを考えながら運用してきた経緯がございます。先ほど申し上げたように、今年の夏は全国的に記録的な猛暑で、琵琶湖の水温も非常に高くなっていました。

そういう環境の中で9月に人工河川から琵琶湖に出たアユが、ちゃんと生き残っていたかどうか、そこを一番注目して調べていきたいと思います。

佐野委員

琵琶湖の水温もどんどん上がっていて、人工河川を使うにしてもすごい変化が起きているので、流下した仔魚が深いところまで行く間に全部死んでしまったでは話にならないと思います。そのところをちゃんと調査をしてもらいたいです。

酒井場長

今ご指摘の点は我々も同様の認識をしております、事業を行っている水産課と、調査をする水産試験場で今相談を始めているところで、今後の人工河川の運用の仕方はどうあるべきかということ現場での調査をしながら、これから関係者でしっかり検討していこうということとしております。

佐野委員

11月の下旬から12月の初めにも産卵に遡上してきていました。漁獲されるのも遅れています。環境の変化によってここまでどんどんずれてきたんだと思います。ちょっと今までと同じようにはいかない状態まで来ているかと思っています。なにか工夫してやらなかったら無理だと思うんです。

思って今聞いてました。カワウの動きはもうこの3年ぐらいですごく変わっていて、なおかつ早く琵琶湖からいなくなる傾向があります。8月ぐらいがピークで採食している様子が見られていて、これは5年ぐらい前まではそれが9月だったんです。カワウの動きがちょっと早まっているけども、春の繁殖時期は遅くなっている、という感じがしています。瀬戸内海の方では、早くカワウが来るようになって、おそらく琵琶湖から移動したカワウが瀬戸内海や千葉に現れて結構な群れになっているようです。

池田廣美委員

姉川は10月まで産卵適水温になりませんが、なぜ知内川は最初から水温が低いのですか。

酒井場長

しっかり調べたわけではないんですが、知内川は我々が調査をしている川の中でも、例年水温が低い傾向があります。一つは、流程の長さではないかと考えています。姉川は大きな川ですので琵琶湖の近くの下流域にまでに長い距離流れてくるわけです。気温が高いとその間に水温が高くなります。知内川は山からすぐに琵琶湖にたどり着きますのでそういう関係もあるのかなと思います。

林会長

地球温暖化に関して水産としての対応を何かまとめておられるんですか。

西森課長

例えば人工河川からの仔魚の流下量につきましては、9月にふ化したものと、それから10月の初めにふ化したものの二峰型で運用していますが、本当にこれでいいのか、9月が暑く琵琶湖の水温も高いとなるとふ化させて流下させるのはどうなのかとの意見もあります。去年の9月は表層の水温が29℃ありました。平年は25.5℃ですので約3.5℃高くなっていました。水産試験場では、ふ化後のアユに餌をやらずに半数が死ぬまでの日にちを調べているのですが、23℃以下ですと5日間、24℃だと4日、25℃だと3日、という結果があります。29℃にはならないだろうということで試験していないのですが、おそらくもっと少ない日数でしょう。昨年については餌が少ない中で水温が高かったという状況であったのではと考えています。人工河川の運用については検討会を開催しておりまして、二峰型ではなくてもっとなだらかに危険分散をしていくことも考えております。そうするとアユ漁にも影響があらうかと思しますので、水産試験場を始め漁業関係者関係者ともお話をしながらどう

いうふうな手法がいいのかを検討してまいります。

知内川の水温が低いって話が出ましたが、知内川を有効活用しようという中で河床が硬くなってるところもあるので、耕耘により河床を柔らかくして産卵しやすくするということの検討も始めています。

林会長

いろいろ考えているそうですけれど、心化した仔魚を深いところへ放流するというのもあるそうですね。

西森課長

去年は安曇川の河口付近に水がほとんどなかったのですが、本来は安曇川に水があると、深いところにその水が潜り込んでいき、それにつられて人工河川の水も深いところに行くことがあります。安曇川に水がないと、人工河川の水だけでは深いところに行かないんじゃないかという懸念があります。そういうことについていろいろ工夫していこうとしています。

林会長

他にご意見、ご質問ないようでしたら、本日予定していた議題はこれで終了となります。以上で第 364 回滋賀県内水面漁場管理委員会を終了いたします。